

○佐賀県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

平成9年2月10日

本部訓令第2号

改正 平成28年3月16日本部訓令第9号

佐賀県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（平成元年佐賀県警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 隊の運営（第5条～第8条）

第3章 隊の活動

第1節 勤務制等（第9条～第13条）

第2節 通常基本勤務（第14条～第20条）

第3節 特別勤務（第21条）

第4節 幹部の職務及び隊員の勤務上の留意事項（第22条・第23条）

第4章 事件、事故等の処理（第24条～第26条）

第5章 補則（第27条）

附則

本目次…全部改正（平成14.1本部訓令1）

第1章 総則

（準拠）

第1条 佐賀県警察鉄道警察隊（以下「隊」という。）の運営は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次9各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 鉄道施設 列車、駅、線路、信号装置等の運転保安設備、車庫、工場及び変電所等鉄道事業の用に供する施設をいう。

(2) 駅 鉄道の駅の構内をいい、駅舎に接続する駅舎外の鉄道用地で駅長が管理するものを含む。

（任務）

第3条 隊は、佐賀県警察の管轄区域における鉄道施設において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

本条…一部改正（平成14.1本部訓令1）

（組織）

第4条 隊は、鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）及び隊員をもって組織する。

（平28本部訓令9・一部改正）

## 第2章 隊の運営

（運営の基本）

第5条 隊長は、次に掲げる事項に留意し、隊の効率的な運営を図るものとする。

- (1) 事件、事故の地域的、時間的及び季節的発生状況並びに鉄道施設等の特殊性を考慮し、実情に応じた隊員の弾力的な配置及び運用
- (2) 鉄道施設を管轄する警察署、警察本部の関係所属、関係都道府県警察、鉄道事業者等との緊密な連携による隊の組織的機能の発揮
- (3) 隊員の勤務条件の改善及び事務の合理化

旧7条…繰上（平成14.1本部訓令1）

（連絡主任者の指定）

第6条 規則第14条第2項に規定する連絡主任者は、隊員のうちから隊長が指定する。

旧8条…一部改正し繰上（平成14.1本部訓令1）

（私服の着用）

第7条 隊員は、私服を着用して活動する場合は、事前に隊長の承認を得なければならないものとする。

- 2 隊長は、前項の承認を行う場合は、私服勤務の時間、場所、勤務方法等について指示するものとする。

旧9条…繰上（平成14.1本部訓令1）

（指導教養）

第8条 隊長は、随時、隊員を招集し、鉄道施設、鉄道運輸等に関する知識その他隊の事務に必要な専門的な知識及び技能を習得させるための指導教養を行うものとする。

- 2 隊長は、前項の指導教養のほか、隊員の研修会を積極的に開催するなどして、隊員の実務能力の向上を図るものとする。

旧11条…一部改正し繰上（平成14.1本部訓令1）

### 第3章 隊の活動

#### 第1節 勤務制等

##### (勤務制)

第9条 隊員の勤務制は、原則として毎日勤務とする。

旧12条…一部改正し繰上（平成14.1本部訓令1）

##### (勤務時間等)

第10条 隊員の勤務時間の割振りは、隊長が定める。ただし、隊長は、事件、事故の発生状況等管内の実態に応じて、出勤時間及び退庁時間を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとする。

本条…追加（平成14.1本部訓令1）

##### (勤務例)

第11条 隊長は、前2条の規定に従い、勤務方法及び勤務時間割（以下「勤務例」という。）を策定するものとする。

2 隊長は、前項の勤務例が管内の実態に適応するよう随時見直しを行うものとする。

旧15条…一部改正し繰上（平成14.1本部訓令1）

##### (勤務計画)

第12条 隊長は、隊の計画的かつ効率的な運用を図るため、毎月25日までに翌月分の鉄道警察隊勤務（警乗）計画（様式第1号。以下「勤務計画」という。）を策定するものとする。

2 前項の鉄道警察隊勤務計画は、活動の重点及び勤務日の指走等を行うものとする。

旧16条…一部改正し繰上（平成14.1本部訓令1）

##### (勤務例の変更)

第13条 隊長は、事件、事故の発生状況、その他の治安情勢等から必要があると認めるときは、隊員に勤務例の変更を命ずることができる。

2 班長は、前条の勤務例による勤務を変更する必要があると認めるときは、事前に隊長の承認を受けるものとする。ただし、2時間を超えない勤務例の変更については、事後の報告で足りるものとする。

旧18条…一部改正し繰上（平成14.1本部訓令1）

#### 第2節 通常基本勤務

##### (通常基本勤務の方法)

第14条 隊の通常基本勤務は、警ら、警戒警備、警乗、立番及び在所の勤務方法により行うものとする。

旧21条…繰上（平成14.1本部訓令1）

（警ら）

第15条 警らは、徒歩により行うものとする。ただし、隊長は、必要に応じて鉄道警察用無線自動車（以下「鉄道無線車」という。）等を用いた鉄道沿線警らを行わせることができる。

2 徒歩による警らは、単独で行うものとする。ただし、隊長は、鉄道施設の状況その他治安情勢等から特に必要があると認めるときは、2人以上で行わせることができる。

3 鉄道無線車による警らは、原則として2人1組を単位として行うものとする。

（警ら区域等の指定）

第16条 隊長は、警らを効率的に行わせるため、鉄道施設の状況、鉄道施設における事件、事故等の発生状況等を勘案して、警ら区域及び警ら立寄所を定めるものとする。

旧23条…一部改正し繰上（平成14.1本部訓令1）

（警戒警備）

第17条 警戒警備は、線路、運転保安設備その他の重要な鉄道施設を巡回し、又は当該施設の付近に一定の時間駐留して、異常又は不審と認められる事象の発見に努めるものとする。

2 警戒警備は、必鹿により、第22条の警らと併せて行うことができるものとする。

旧24条…一部改正し繰上（平成14.1本部訓令1）

（警乗）

第18条 警乗は、指走された列車に乗務し、列車内における犯罪の予防検挙、少年の補導、要保護者の発見及び保護等に当たるため、車内を巡回するものとする。

2 警乗は、警察庁が指定する警乗と警察本部長が指定する警乗に区分する。

3 警乗の区間が他の県警察の管轄区域にわたる警乗については、事前に関係県警察に通知して協議するものとする。

旧25条…一部改正し繰上（平成14.1本部訓令1）

（立番）

第19条 立番は、隊（鳥栖連絡所を含む。第20条において同じ。）の施設の前又はその周辺の主要地点に位置し、立って警戒に当たるとともに、諸願届の受理等を行うものとする。

旧26条…繰上（平成14.1本部訓令1）

（平28本部訓令9・一部改正）

（在所）

第20条 在所は、隊の施設内において諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成・整理、

装備資器材及び施設の点検・整備その他外部に対する警戒等に当るものとする。

旧27条…繰上（平成14.1本部訓令1）

（平28本部訓令9・一部改正）

### 第3節 特別勤務

（特別勤務）

第21条 隊長は、通常基本勤務では隊の任務を達成することができないと認めるときは、次に掲げる任務を遂行するための活動（以下「特別勤務」という。）を行わせることができる。

- (1) 緊急配備が発令された場合の鉄道施設の主要地点で行う警戒活動
  - (2) 現場臨場、被疑者の同行その他鉄道施設内における事件、事故等の事案の処理のため、隊の施設外で行う活動
  - (3) 鉄道施設における特別の治安情勢から必要があると認められる場合において、通常基本勤務によらずに行う犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、少年の補導等の活動
  - (4) 鉄道事業者その他の関係機関・団体又は市民が行う鉄道事故防止のための諸活動を支援し、又は共同して行うこれらの活動
  - (5) 鉄道事業者その他の関係機関・団体との会議及び連絡その他第3条の任務を達成するために必要な特別の活動
- 2 隊員は、前項に規定する場合のほか、隊の任務を達成するため必要があり、隊長の承認を受けたときは、特別勤務を行うものとする。
- 3 隊員は、特別勤務に従事する際に緊急を要し、前項の承認を受けるいとまのない場合は、事後速やかに報告するものとする。
- 4 隊員は、特別勤務の必要がなくなった場合は、速やかに通常勤務に復さなければならない。

旧28条…繰上（平成14.1本部訓令1）

### 第4節 幹部の職務及び隊員の勤務上の留意事項

（幹部の職務）

第22条 幹部は、隊の運営に関する企画立案に当たるほか、隊員の勤務実態を的確に把握し、実践的な指導監督に努めなければならない。

- 2 幹部は、鉄道施設、鉄道運輸等に関する専門的な知識及び技能向上に努めなければならない。

本条…追加（平成14.1本部訓令1）

(隊員の勤務上の留意事項)

第23条 隊員は、勤務に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 通常基本勤務に当たっては、職務質問等を積極的に実施し、犯罪の予防・検挙、危害の防止、公衆に対する保護、助言及び指導、少年の補導等に努めなければならない。
  - (2) 勤務に当たっては、鉄道事業者との連携を図り、鉄道施設等に係る状況の把握に努めなければならない。
  - (3) 鉄道に係る公安の維持のため必要な鉄道施設、鉄道運輸等に関する資料の収集に努めるとともに、当該資料を常に活用できるよう整備し、保管しておかななければならない。
- 2 勤務終了後、速やかに鉄道警察隊日誌（様式第2号）を記載するとともに、勤務内容を隊長に報告しなければならない。
- 3 活動を通じて把握した事項については、必要に応じて速やかに隊長に報告しなければならない。

旧30条…一部改正し繰上〔平成14.1本部訓令1〕

#### 第4章 事件、事故等の処理

(事件、事故等の処理の原則)

第24条 隊員は、事件、事故等を認知した場合は、被疑者の逮捕、危険の防止、参考人の確保、現場保存その他現場における初動的な措置をとった後、速やかに関係警察署に引き継ぐものとする。ただし、次条の規定に基づき隊員が処理した事件については、処理後、関係書類とともに、速やかに関係警察署に引き継ぐものとする。

- 2 隊長は、事件、事故等の発生場所が遠隔地である等のため、初動的措置を講ずることができないときは、関係警察署長に通報し、その措置を委ねることができる。
- 3 隊長及び関係警察署長は、事件、事故等の発生を認知したときは、相互の連携を密にして、効果的な措置を講じなければならない。

旧31条…一部改正し繰上〔平成14.1本部訓令1〕

(事件、事故等の処理範囲)

第25条 隊員が処理する事件、事故等の範囲及び処理の要領は、佐賀県地域警察の運営に関する訓令（平成13年佐賀県警察本部訓令第36号）第6条第1項の規定を準用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、隊員が検挙した次に掲げる事件の処理要領は、別表に定めるところによる。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第125条、第129条、第162条、第163条、第233条及び第

246条に規定する犯罪で鉄道運輸に係るもの

- (2) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）に規定する犯罪
- (3) 刑法第235条に規定する犯罪で列車内及び駅の構内において行われたもの  
旧32条…一部改正し繰上〔平成14.1本部訓令1〕  
(事件、事故等の引継ぎ警察署)

第26条 前2条の事件、事故等の引継ぎは、原則として当該事件、事故等の発生地又は検挙地を管轄する警察署に行うものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 警乗中に被疑者を検挙した場合は、原則として当該列車の進行方向の最寄りの停車駅を管轄する警察署とする。
- (2) 発生地が明らかでない被害届等を受理した場合は、被害者が被害に気付いた場所又は隊員が認知した場所を管轄する警察署とする。

2 隊長は、事件、事故等の引継ぎに当たり、前項によりがたい特別の事情があるときは、その都度、関係警察署長と協議するものとする。

旧33条…繰上〔平成14.1本部訓令1〕

#### 第5章 補則

第27条 この訓令の実施に関し必要な事項は、隊長が別に定める。

旧34条…繰上〔平成14.1本部訓令1〕

#### 附 則

この訓令は、平成9年2月10日から施行する。

附 則（平成14年1月4日本部訓令第1号）

この訓令は、平成14年1月4日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第25条関係）

旧別表4…一部改正し繰上〔平成14.1本部訓令1〕

#### 鉄道警察隊の事件処理要領

処理する事件・事故	処理要領	作成する書類
1 隊員が検挙した次に掲げる犯罪（事件） (1) 鉄道運輸に係る刑法第162条（有価証券偽造・虚偽記入）、	1 隊長の指揮を受け、実況見分、関係者の取調べその他必要な捜査を行い、関係書	○ 検挙した隊員が作成するもの (1) 捜査報告書 (2) 被害届

<p>第163条（虚偽有価証券行使）、 第235条（窃盗）及び第246条（詐欺）に規定する犯罪</p> <p>(2) 刑法第129条（過失往来危険）に規定する犯罪で、列車との衝突、脱線等に至らないもの</p> <p>(3) 鉄道営業法に定める犯罪</p> <p>2 前記1に係わらず、次に該当するものは除く。</p> <p>(1) 強制捜査を伴う事件 （現行犯逮捕した事件を除く。）</p> <p>(2) 告訴、告発、自首事件</p> <p>(3) 否認事件</p> <p>(4) 関係者が多数の事件</p> <p>(5) 暴力団関係者、麻薬中毒者及び外国人に係る事件、公安・労働事件他所轄警察署で処理することが適当な事件</p> <p>(6) 本部長の指揮を要する事件</p>	<p>類を隊長に提出する</p> <p>2 隊長は、提出された関係書類の審査その他必要な措置を行った後、関係書類を課長に提出する。</p> <p>3 課長は、一件書類を証拠品と共に関係警察署へ引き継ぐ。</p>	<p>(3) 任意提出書</p> <p>(4) 領置調書</p> <p>(5) 押収品目録交付書</p> <p>(6) 犯罪経歴照会書</p> <p>(7) 犯罪統計原票</p> <p>（注） 現行犯逮捕の場合は、現行犯人逮捕手続書、捜索差押調書等を作成する。</p> <p>○ 隊幹部が作成するもの</p> <p>(1) 被害者供述調書</p> <p>(2) 参考人供述調書</p> <p>(3) 仮還付請書</p> <p>(4) 所有権放棄書</p> <p>(5) 身上調査照会書</p> <p>（注） 現行犯逮捕の場合は、弁解録取書を作成する。</p>
---	---	---



様式第1号(第12条、第13条関係)  
 鉄道警察隊勤務(警乗)計画

月	活動重点																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
勤務者	警乗路線																															
	警乗路線																															
	警乗路線																															
	警乗路線																															
	警乗路線																															
	警乗路線																															
	警乗路線																															
	警乗路線																															
各種行事																																
実施要領																																

様式第2号(第23条関係)

鉄道警察隊日誌

年 月 日 ( 曜日・天候 )		隊長		次席		補佐		係長					
隊員名		勤務形態						備考					
		A B C D E F G											
		A B C D E F G											
		A B C D E F G											
		A B C D E F G											
		A B C D E F G											
		A B C D E F G											
		A B C D E F G											
活動実績	執行務							犯罪検挙(解決)					
	各種情報報告	職務質問	保護・迷子等	少年補導	要望相談受理	諸願届受理	盗品発見回復	盗難等事件受理	立寄箇所	刑法犯		特別法	
件数													
警乗の有無	有・無	警乗の種別		行路番号		警乗員		取扱状況					
		全国計画											
		都道府県計画											
		計画外(臨時)											
鉄道事故現場 臨場 (有・無)	事件名												
	状況												
沿線警ら	状況												
備考		..... ..... .....											

様式第 1 号 (第12条、第13条関係)

本様式…全部改正 (平成14.1本部訓令 1)

様式第 2 号 (第23条関係)

本様式…全部改正 (平成14.1本部訓令 1)